

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 39 期 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで

2024 年 5 月 31 日作成

監査法人名 海南監査法人

所在地 東京都新宿区西新宿 6 丁目 14 番 1 号

新宿グリーンタワービル 20 階

代表者 溝口 俊一

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

1. 公認会計士法第 2 条第 1 項 監査証明業務

2. 公認会計士法第 2 条第 2 項 財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する
相談業務

(2) 監査法人の沿革

昭和 60 年 5 月 24 日 資本金 12,000 千円にて設立

令和 6 年 3 月 31 日 代表社員 15 名、資本金 45,000 千円

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当法人は、金商法・会社法監査 24 社、会社法監査 17 社、学校法人監査 5 法人、
労働組合監査 9 組合、医療法人監査 1 社、投資組合監査 2 組合、その他任意監査 24
社と幅広く、監査証明業務を行っております。監査証明業務に係る当期末現在の被
監査会社等数は 82 社（前期より 24 社増加）、監査証明業務に係る当期収入は 776
百万円（前期比 150 百万円増加）となりました。なお、当事業年度における非監査
証明業務収入は 7 百万円です。

- (2) 新たに開始した業務その他の重要な事項
該当ありません。
-

- (3) 監査証明業務の状況

2024年3月31日現在

	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	24社	24社
②金商法監査	—	—
③会社法監査	17	1
④学校法人監査	5	0
⑤労働組合監査	9	0
⑥その他の法定監査	3	—
⑦その他の任意監査	24	0
計	82	25

- (4) 非監査証明業務の状況

公認会計士法第2条第2項業務対象会社は6社で、内大会社等は1社です。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

- (1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

重要事項は社員会で決定し、適正な業務運営に努めております。

当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するため、①誠実性②客観性③職業的専門家としての能力及び正当な注意④守秘義務⑤職業的専門家としての行動の5原則を定めております。

② 経営管理に関する措置

監査責任者は自ら5原則を遵守するとともに、業務執行の適正を確保する為に規程・マニュアルを整備し、専門職員がこれらを遵守することについて周知徹底を図っています。また、年次に「誓約書」の提出を求めて独立性の確保及びインサイダー取引の防止にも努めております。

③ 法令遵守に関する措置

公認会計士法、金融商品取引法、会社法、日本公認会計士協会が公表する規則等

を遵守するために社員会や研修等を随時開催して周知徹底を図っております。また法令違反等事実が判明した場合には遅滞なく社員会を開催し、検討、対応することとしております。

④ その他

該当ありません。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための方針の策定）

当法人は監査業務の品質を合理的に確保するために、「監査に関する品質管理基準」等に準拠した「監査の品質管理規程」において不正リスクに留意して品質管理に関する方針及び手続を定め、これに則って品質管理システムを整備し運用しています。当法人及び専門要員が独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、年次にインサイダー取引の無い事の確認の宣誓書を入手するとともに監査人の独立性チェックリストの提出を求めて独立性に対する阻害要因の有無を調査し、更に監査期間中に状況に変化があった場合には遅滞なく当法人に報告する体制を敷いております。

職業倫理についてはその遵守を確保するため職業倫理に関する方針を定め、更に大会社等の監査業務については、主要な担当者（監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者）に対して職業倫理に関する規定で定める一定期間のローテーションを義務付けています。

② 業務に係る契約締結及び更新

全ての監査業務につき不正リスクや人的資源の十分性を考慮して監査契約の締結または更新に伴うリスクを評価し社員会でその可否を決議しています。

③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は担当している監査業務内容、品質管理活動を含む法人業務内容、能力、業績を総合的に勘案し、社員会で決定しております。

イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当法人は、業務の遂行に必要な適正及び能力を有した誠実な人材を採用することを心がけております。専門要員の能力及び適性を高めるために継続的な研修の必要性を強調し、必要な研修の機会を提供するとともに、年次に日本公認会計士協会から CPD 履修結果を入手して継続的専門研修制度で定める必要な単位数を履修していることを確かめています。専門要員の能力の向上及び職業倫

理の遵守はチェックリストを用いて正当に評価いたします。

ウ. その他

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供するとともに、専門要員を不正に関する知識及び能力を考慮して選任しております。

④ 業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書等に準拠して監査チームへの指揮、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査責任者全員の交代を含む監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定め、これらに基づいて監査業務を遂行しております。専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない項目に対し適切に専門的な見解の問い合わせを行います。そのため会計、監査、法務につき専門家と顧問契約を締結し、監査業務上必要に応じて専門的な見解を求めることとしております。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督し、監査調書を査閲する責任を負います。

イ. 監査上の判断の相違の解決

監査チーム内の相違については監査責任者が、監査チームと専門的な問い合わせ助言者との相違については審査担当者が解決することとしておりますが、それでも判断の相違が解決されない場合には社員会に諮って解決する方針を採用しております。

ウ. 監査証明業務に係る審査

原則として、すべての監査業務について、審査担当者を選任して、監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を実施し、審査の終了するまで監査報告書は発行しないこととしております。また、審査担当者は、5年以上の監査実務経験を有する公認会計士である当法人の社員より、知識、経験、能力、客観性、独立性を検討した上で選任しています。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、審査担当者は不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかを判断します。不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合は、これに対応する十分かつ適切な経験や資格を有する審査担当者を選任するか、必要な場合は審査担当者を追加するか社員会で審査を実

施して、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるか、監査証拠が十分かつ適切であるかを検討いたします。

- エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために
行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況
調書改ざんを厳格に防止する規程、仕組みを整備し、全監査業務に関し運用を
開始しております。具体的には、紙形式の調書は、最終的な整理の完了後速や
かに外部倉庫に預け入れ、外部倉庫から取り寄せることは原則禁止とし、電子
形式の調書は、オンラインクラウドストレージの調書登録エリアに格納すると
ともに、調書登録エリアに格納された電子形式の調書は、調書登録実務担当者
以外は権限設定により、アクセスできない(閲覧も不可)こととしております。
なお監査調書登録に関する規程の改定日は2024年4月5日ですが、2023年
12月31日以後終了する会計期間(四半期含む)監査業務全てで既に運用を開
始しております。
- オ. その他
特にありません。

⑤ 業務の品質の管理の監視に関する措置

監査業務の品質管理に関する種々の規程等が適切であると共に有効に運用され
ている事を合理的に確保するため、品質管理業務の監視に関するプロセスを定め、
品質管理システムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施しており
ます。

⑥ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責
任の所在の明確化に関する措置

監査業務における品質を合理的に確保するため、「監査に関する品質管理基準」、「監
査に対する不正リスク対応基準」及び監査基準報告書220号「監査業務における品
質管理」に準拠して当法人における監査業務の品質管理に関する規程を定めており
ます。品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負う品質管理担当責任者を
選任し、法人代表が当法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負っており
ます。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不
当な影響を及ぼすことを排除するための措置

一定期間は、社員及び職員等の関与先への就職を禁止しております。

なお、特定社員制度は採用しておりません。

- (4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

2022 年 12 月

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認
監査法人を代表して責任を有する社員 1 名（品質管理室長・秋葉陽）により当該措置が適正であることを確認しております。
-

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの登録上会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称
該当ありません。
-

- (2) 当該業務上の提携を開始した年月
該当ありません。
-

- (3) 当該業務上の提携の内容
該当ありません。
-

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じて報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称
該当ありません。
-

- (2) 提携を開始した年月
該当ありません。
-

- (3) 業務上の提携の内容
該当ありません。
-

-
- (4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合は、当該組織及び当該組織における取決めの概要
該当ありません。
-

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
15 人	－ 人	15 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の 名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会 計士	特定社員	計
社員会	業務の執行の適正を確保するための措置の決定、業務の品質の管理の方針の策定の決定等	15 人	－ 人	15 人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会 計士で ある使 用人の 数
		公認会 計士	特定社 員	計	
(主)海南監査法人 東京事務所	東京都新宿区西新 宿 6 丁目 14-1	9 人	－	9 人	1 人
(従)海南監査法人 大阪事務所	大阪府大阪市中央区 南久宝寺町 3 丁目 2- 7	6 人	－	6 人	－

四. 監査法人の組織の概要

別紙、組織図のとおり。

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第 38 期 2022 年 4 月 1 ~ 2023 年 3 月 31 日	第 39 期 2023 年 4 月 1 ~ 2024 年 3 月 31 日
売上高		
監査証明業務	626,372	776,726
非監査証明業務	5,000	7,200
合 計	631,372	783,926

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

(株)フージャースホールディングス

(株)学究社

オリコン(株)

(株)ファーマフーズ

(株)あかつき本社

リーダー電子(株)

川口化学工業(株)

(株) s Medio

(株)アマガサ

(株)ピー・ビーシステムズ

片倉コープアグリ(株)

(株)ポピンズ

(株)フォーシーズHD

(株)アエリア

(株)エスポア

ウィルソン・ラーニングワールドワイド(株)

ブランディングテクノロジー(株)

テックファームホールディングス(株)

(株)協和コンサルタンツ

(株)カーチスホールディングス

ニプロ(株)

(株)シャルレ

大丸エナウイン(株)

(株)アスタリスク

ニプロファーマ(株)

